

大阪府監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月30日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

指摘事項に対する措置

（共同事業体としての経理処理について）

監査対象機関名	少年自然の家共同事業体	
監査実施年月日	事務局 平成24年12月19日	
	監査の結果	措置の状況
1	<p>少年自然の家共同事業体（以下「共同事業体」という）における経理処理について、以下の問題点があると認められた。</p> <p>(1) 少年自然の家としての預金口座は共同事業体名義や共同事業体の名称を冠した代表者名義等ではなく、構成員の代表者である公益財団法人大阪ユースホステル協会（以下「協会」という。）の名義となっている。</p> <p>(2) 共同事業体の経理については、協会と区分して経理すべきところ、「少年自然の家の管理運営事業」という協会の一部の業務として経理処理されている。また、協会の本部経費のうち少年自然の家へ負担させる経費については、大阪府教育委員会との委託料精算のために計算をしているのみで会計仕訳による経理処理はされていない。</p> <p>(3) 銀行預金の入出金について、少年自然の家の銀行口座から協会本部の銀行口座に口座振替し、協会本部の口座から支払等を</p>	<p>（預金口座の名義について） （手書領収書について） 平成25年6月5日措置報告済み</p> <p>（会計仕訳による経理処理について） （貸借対照表及び財産目録について） 監査の指摘を受け、共同事業体の経理について、協会と区分して経理処理を行うよう是正し、平成25年度の共同事業体の財務諸表を提出した。</p> <p>なお、平成26年度以降は、大阪府教育庁市町村教育室の指導を受け、各構成団体の経営状況を確認するため、各構成団体の財務諸表及び公認会計士又は税理士の監査結果を提出することとした。</p> <p>（口座振替の経理処理について）</p>

行っているが、その際、協会にて口座振替の決裁を得た上で実施されているが、口座振替の経理処理はなされていない。

(4) 少年自然の家で発行している手書領収書について、連番管理が行われておらず、使用状況について上席者の確認も行われていなかった。

(5) 以上のとおり共同事業体としての経理処理ができていないことから、少年自然の家の貸借対照表及び財産目録が未作成となっており、共同事業体の財政状態の把握が困難となっている。

2 大阪府立少年自然の家管理運営業務契約書第8条には、共同事業体は毎年度終了後30日以内に大阪府教育委員会に対して事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類を提出しなければならないことが定められている。共同事業体として、少年自然の家に関する事業報告書（主な取組の内容、事業実績、収入実績、損益計算書、利用者アンケート総括などを含む）は提出されているものの、貸借対照表及び財産目録は提出されていなかった。一方、大阪府教育委員会事務局市町村教育室は、契約書に基づき提出する必要がある書類について確認しなければならなかったが、その不備について認識していなかった。（なお、この指摘事項は、教育委員会事務局市町村教育室への指摘事項ともする。）

少年自然の家から協会に資金を振り替える際には、協会から共同事業体あてに明細を記した請求書を発行することとし、共同事業体はその請求に従い、当該口座から協会口座へ振り替えるよう是正した。

（会計仕訳による経理処理について）

（貸借対照表及び財産目録について）

<措置した機関：大阪府教育庁市町村教育室>

監査の指摘を受け、平成25年度については共同事業体としての財務諸表を作成させ、その提出を受けた。

しかし、その後、財務諸表の提出について、改めて検討したところ、共同事業体として財務諸表を作成することについては、法令上の義務付けはなく、指定管理者制度を所管する行政改革課と調整した結果、提出を受ける財務諸表は、指定管理者としての施設管理運営能力を確認する目的で、指定管理者各構成団体の財務諸表を徴収し、確認すれば足りるという結論となった。

このため、平成23年4月1日付け契約の大阪府立少年自然の家管理運営業務契約書第8条では、乙（指定管理者）の財務諸表提出を義務付けているが、契約書ひな形を作成した行政改革課の意見も聴いた上で、同規定については、共同事業体としての財務諸表の提出を求めるものではなく、共同事業体構成員の財務諸表提出で足りると解することとした。

よって、平成26・平成27年度については、共同事業体の財務諸表を作成させることはせず、各構成団体の財務諸表及び公認会計士又は税理士の監査結果の提出を受けることとした。

また平成28年4月1日付けで締結した「大阪府立少年自然の家管理運営業務契約書」（平成28～平成37年度）においては、提出すべき財務諸表等の作成者及び内容の正確性を明確にする観点から、各構成団体が作成した財務諸表及び公認会計士又は税理士の監査結果を提出させる旨を定めた。

指示事項に対する措置

(指定管理者としての実績報告について)

監査対象機関名	少年自然の家共同事業体	
監査実施年月日	事務局 平成24年12月19日	
	監査の結果	措置の状況
<p>平成23年度の少年自然の家共同事業体（以下「共同事業体」という。）の実績報告では、当初、損益0円として報告されていたが、その後、大阪府教育委員会事務局市町村教育室（以下「市町村教育室」という。）の検査により、消費税の課税対象の誤りなどが発見され、実績の修正がなされ、利益が発生している。現在、当該利益額の2分の1に相当する額を市町村教育室に納付する手続きを進めているが、実績報告の損益計算上、以下の課題があり、実績が確定していない。早急にこれらの課題を解決し、実績を確定する必要がある。</p> <p>1 本部経費の按分 共同事業体の代表者である公益財団法人大阪ユースホステル協会（以下「協会」という。）の本部経費のうち少年自然の家に負担按分している項目について、負担按分する項目・内容の範囲について、市町村教育室と協議の上決定すべきである。また、按分計算に用いられている按分比率は協会の各事業の収入の比率となっているが、より合理的な基準を採用できないか見直しを検討されたい。さらに、平成23年度の人件費の負担按分について、計算式の誤りや算入漏れがあった。計算結果を修正するとともに、今後はこのような間違い等のないよう注意しチェック体制を構築されたい。</p>		<p>（平成23年度実績の確定について） 以下の措置を行い、平成23年度の実績を確定し、利益額の2分の1に相当する額を市町村教育室に納付した。</p> <p>1 本部経費の按分 （本部経費の負担按分及び按分比率について） 協会の本部経費のうち少年自然の家に負担按分している項目について、平成23年度の人件費の負担按分については、計算ミスを修正するとともに、負担按分する項目・内容の範囲について、市町村教育室と協議を行い、平成25年度より見直した。</p> <p>（計算式の誤り等に係るチェック体制について） 平成24年度より計算結果を経理担当者・事務局長・公認会計士の3者でチェックする体制をとった。</p> <p>2 簿外預金及び受取利息 会計処理されていなかった簿外預金については、決算書類等に計上するよう見直した。また、受取利息は平成23年度収支報告に計上した。</p> <p>3 棚卸資産の計上単価 平成25年6月5日措置報告済み</p>

2 簿外預金及び受取利息

大阪府立少年自然の家で管理されている普通預金について、会計処理されていないものがあつた。預金及び利息収入の計上を行う必要がある。

3 棚卸資産の計上単価

棚卸資産の計上単価について、最終仕入単価による方法を採用しているが、最終仕入単価となっていないものがあつた。最終仕入単価で計上することに留意するとともに、作成者とは別の担当者又は上席者によるチェックを行う等、適正な棚卸資産を計上する体制の構築及び運用を検討されたい。